

1994年5月30日

ニッカウキスキー株式会社
社長 小原宏様

アルコール問題全国市民協会（ASK）
〒103 東京都中央区日本橋浜町3-19-3 ヲノ2ビル
☎03-3249-2551 FAX 03-3249-2553

代表 今成知美

本年5月、東急新玉川線・東横線で、全車両貸切による「ギルビー ジン&トニック」の広告を展開された件について、5月30日、当団体より電話にて貴社に抗議いたしました。

抗議の内容は次の2点です。

1) アルコール飲料の広告を、“全車両貸切”で行なったことについて

乗客の中には、未成年者、アルコール依存症回復者など、飲酒してはいけない人々もいます。未成年者への配慮から、欧米には、交通機関でのアルコール広告そのものを禁じている国もあるほどです。まして、全車両貸切という手法においては、乗客は選択の余地なく、乗車中ずっと、どこを見てもアルコール広告ばかりという異常な状態におかれることとなります。アルコール飲料の特性を考えると、これは目に余る過剰広告といわねばなりません。酒類メーカーとしての社会的責任を自覚されるならば、実質的終了予定日（新玉川線6月1日、東横線6月3日）より1日でも早く中止するよう努力すべきでしょう。また、今後はこの形態の広告を一切自粛されることをつよく要望します。

2) 広告の表現について

広告全体が若者をターゲットにしたもので、しかも、「飲みやすさと酔いごちがクセになる。今、一番新しいおいしいスポーツです」という、アルコールへの“依存”をすすめるかのような記述があり、表現上の問題もあります。早急に、貴社内で広告表現の規制コードを検討され、それを内外に明らかにされるよう要望します。

辻宣伝部長とのお電話では、こちらの趣旨をよく理解していただいたように感じましたが、これを機会に全社的に徹底していただくために、お約束どおり、以上の2点について、書面での明快なご回答をお待ちしております。6月10日までにお願いたします。

1994年5月30日

東京急行電鉄株式会社
交通事業部鉄道部業務課
課長 上原 亮造 様

アルコール問題全国市民協会（A S K）
〒103 東京都中央区日本橋浜町3-19-3 ヲノ21ビル
☎03-3249-2551 FAX 03-3249-2553
代 表 今 成 知 美

本年5月、東急新玉川線・東横線で、全車両貸切による「ギルビー ジン&トニック」（ニッカウキスキー）の広告を展開された件について、5月30日、当団体より電話にて貴社に抗議いたしました。

その趣旨は以下のとおりです。

■アルコール飲料の“全車両貸切広告”は自粛していただきたい

乗客の中には、未成年者、アルコール依存症回復者など、飲酒してはいけない人々もいます。未成年者への配慮から、欧米には、交通機関でのアルコール広告そのものを禁じている国もあるほどです。まして、全車両貸切という手法においては、乗客は選択の余地なく、乗車中ずっと、どこを見てもアルコール広告ばかりという異常な状態におかれることとなります。アルコール飲料の特性を考えると、これは目に余る過剰広告といわねばなりません。貴社の社会的責任において、今回の「ギルビー ジン&トニック」をすみやかに中止し、今後は一切アルコール飲料の全車両貸切広告を自粛されることをつよく要望します。

上記の内容はニッカウキスキー株式会社にも要望しており、すでにご承諾いただいております。どれだけ中止時期が早まるかについては、貴社の善処にかかっております。

なお当団体は、酒類メーカー各社が、今後、アルコール飲料の全車両貸切広告を行わないよう、各酒造組合をとおして要望していく予定ですが、貴社におかれましても、広告媒体としての自粛コードを検討していただきたく、上記の要望に対する書面でのご回答をお待ちしております。6月10日までにご送付いただけましたら幸いです。